

一般社団法人まなびの森 定款

# 一般社団法人まなびの森 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人まなびの森と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県角田市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童、生徒らの豊かな成長に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 児童、生徒らの学習支援
- 2 学習塾の運営
- 3 学習教材の開発及び販売
- 4 その他上記に附帯する一切の事業

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 2 総社員が同意したとき。
- 3 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事の選任又は解任
- 3 理事の報酬等の額
- 4 計算書類等の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 8 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(開催)

第 15 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の 招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議 決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で特別決議事項と定められた事項

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員を設置)

第20条 この法人に、理事1名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

### (役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

### (役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 基金

### (基金の拠出)

第25条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の処分)

第28条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、分配せず次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9条 公告の方法

(公告)

第32条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 附則

- 1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

宮城県柴田郡大河原町大谷字原前 98 番地 144

坂本 一

宮城県角田市角田字泉町 17 番地

細川 修

- 2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人まなびの森の設立に際し、設立時社員坂本一、同細川修の定款作成代理人である行政書士塩谷豪は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 23 年 12 月 12 日

設立時社員 坂本 一

設立時社員 細川 修

上記設立時社員坂本一、同細川修の定款作成代理人

行政書士 塩谷 豪